



事務連絡
平成28年4月26日

日本介護支援専門員協会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日本在宅介護協会
全国ホームヘルパー協議会
日本ホームヘルパー協会
全国農業協同組合中央会 御中
日本生活協同組合連合会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
市民福祉団体全国協議会
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
24時間在宅ケア研究会

厚生労働省老健局振興課

平成28年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について

標記につきまして、平成28年熊本地震への対応に関しまして、別添のとおり、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）、後期高齢者医療主管課（部）及び介護保険主管課（部）並びに都道府県後期高齢者医療広域連合事務局宛て事務連絡を発出したしましたので、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

貴会におかれては、同内容について、貴会会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成28年4月26日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
介護保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省老健局介護保険計画課

平成28年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について

平成28年熊本地震に係る保険者における一部負担金の取扱いについては、「平成28年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」（平成28年4月22日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）及び「平成28年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（平成28年4月22日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）においてお示ししたところですが、今般、当該取扱いについての説明用の資料（チラシ）を別添のとおり作成しましたので、貴管下保険者に対し周知を図っていただくとともに、被保険者や関係者への周知・広報にご活用下さいますようお願いいたします。

（平成28年4月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡から、別添を更新）

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます

- 次の要件のうち①～⑤のいずれかに該当する方は、
医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いがいったん猶予され、受診した際に支払いを求められることはありません。

[要件]

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※ 対象者は次の医療保険・介護保険に加入されている方です。

- ・ 熊本県内の全ての市町村の国民健康保険・介護保険
- ・ 熊本県後期高齢者医療
- ・ 協会けんぽ、熊本県内の全健保組合を含む一部の健保組合

※ 保険証なしでも医療機関等を受診・介護サービスを利用できます。

対象保険者の詳細
はこちらのQRコード
でご確認下さい



- さらに、熊本県内の全ての市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ、熊本県内の全ての市町村の介護保険に加入している方などは、猶予された窓口負担は免除されます。

※ この免除を受けるためには、上記の要件に該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

- なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払い
いただく必要があります。
- この窓口での取扱いは平成28年7月末までです。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。